

「医療法人海星会東逗子整形外科クリニック 訪問リハビリテーション」運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人海星会が開設する東逗子整形外科クリニック(以下「事業所」という)が行う指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション及び指定介護予防リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション等」という)の事業(以下「事業」という)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の従業者が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある利用者が可能な限りその居宅において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を目指すことを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 指定訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定訪問リハビリテーション等の内容)

第3条 指定訪問リハビリテーション等は、主治医の指示に基づき、要介護者(介護予防にあつては要支援者)の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービス内容を記載した指定リハビリテーション等の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)を作成し計画に沿って行う。主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人海星会 東逗子整形外科クリニック 訪問リハビリテーション
- (2) 所在地 神奈川県逗子市沼間3丁目8番地15号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	医師	1	0	病院と兼務
理学療法士	同左	4	0	病院と兼務

(1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 理学療法士

理学療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日（水曜日を除く）までとする。ただし、国民の祝日及び夏季休暇、年末年始を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) 電話による連絡は、営業日、営業時間内とする。

（指定訪問リハビリテーション等の利用料その他の費用の額）

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。

- 2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、当院から利用者の居宅が1.5kmより先、尚且つ通常の事業の実施地域外の場合1キロメートル当たり200円とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 4 前日午後6時までにキャンセルの連絡がない場合、キャンセル料として500円請求することとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、逗子市（小坪を除く）、葉山町（長柄）の区域とする。但し、当院より片道1.5km以内とする。

（苦情処理）

第9条 指定訪問リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定訪問リハビリテーション等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業や、その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（事故発生時の対応）

第10条 利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して行った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第11条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

(1) 虐待防止に関する責任者および担当者を選定する。

虐待防止に関する責任者 院長 宮坂 康之

虐待防止に関する担当者 理学療法士 山田 敏昭

(2) 成年後見制度等の利用を支援する。

(3) 苦情解決体制を整備する。

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。

(5) 虐待の防止のための指針を整備する。

(6) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(7) 事業所は、指定訪問リハビリテーション等の提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等適正化推進のための措置)

第13条 事業所は、指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下(身体拘束等)という。)を行わない。

2 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急的にやむを得ない理由を記録する。

(業務継続計画等に関する事項)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等のサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(掲示)

第15条 事業所は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下、運営規定の概要等)を掲示するものとする。

2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者が閲覧できるようにすることで、掲示に代えることができるものとする。

3 事業所は、事業所の運営規程の概要等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧ができるよう、原則としてウェブサイトに掲載・公表するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

採用時研修；採用後3か月以内 継続研修；年1回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人海星会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

令和3年4月1日から施行する。

令和6年6月1日から施行する。